

高知県南海地震条例づくり検討会傍聴要領

高知県総務部危機管理課

- 1 高知県南海地震条例づくり検討会(以下「検討会」という。)の審議の公開にかかわる一般傍聴席は、18 席以上 24 席以下とし、会場の広さ等を勘案のうえ、危機管理課長が決定する。
検討会ごとの一般傍聴席数は、「審議会等の公開に関する指針の運用方針」で定める「会議開催のお知らせ」にその都度明記することとする。
- 2 傍聴者は、審議において発言することはできない。また、審議における発言に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできない。
- 3 傍聴者は、原則として審議の開始後は会場に入室できない。また、休憩時間を除き、審議の終了まで退室できない。
- 4 傍聴者には、審議の資料を交付する。ただし、検討会が交付することが適当ではないと判断する資料については、この限りでない。
- 5 会議中、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダーによる録音 録画等はいできない。なお、会議の記録はホームページ等により公表する。
- 6 傍聴者は、審議の円滑な運営を妨げる言動・行為を行ってはならない。審議を妨げる言動・行為を行うものがあるときは、検討会会長がその者に退去を命ずることができる。
- 7 この要領は、平成 18 年 4 月 5 日から施行する。